

令和3（2021）年度 部局マネジメント方針

福祉部長

たかはし かずこ
高橋 和子



私の決意（仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針）

福祉部ではすべての人が地域で個性を尊重し、支えあい、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現に取り組んでいます。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境の変化の中で地域住民の抱える福祉課題も複雑化・複合化しています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、それらを深刻化させ、社会的孤立や孤独死、生活困窮者の増加などが大きな社会問題にもなっています。

そういった状況の中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が提唱されています。

また、令和2年の社会福祉法の改正においては、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える複雑化・複合化した課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業が創設されており、個人や世帯単位で様々な分野の課題が複雑に絡み合い、既存の仕組みの中で解決が困難となっている事例について、分野を超えた庁内連携や関係機関同士のネットワークの強化により、市全体として課題解決に向けた対応を行えるよう検討を進めてまいります。

地域福祉の推進は、平成27年の国連サミットにおいて採決された持続可能な開発目標（SDGs）がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現に欠かすことの出来ない取り組みです。今後、高齢化の進行などにより福祉分野における市民ニーズの高まりが予想されることから、支援が必要な人に適切な支援が行き届くよう、より一層施策の充実を図るとともに、福祉分野に関連するSDGsの目標の達成に向け、福祉部一丸となって取り組みます。

今年度も引き続き、福祉部の職員一人ひとりが、その専門として支援する能力の研鑽に努めるとともに、地域の関係者と日頃から積極的に連携を図り、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。